

請書等により受注した完成工事高等の確認の取扱い

経営事項審査において、官公庁等が発注する公共工事に関し、発注者の記名・押印がなく、受注者の記名・押印のみの書面によって契約した工事(以下「請書等により契約した工事」という。)についての、完成工事高等の確認は、下記①～③のいずれかの方法により行う。

- ① 市町村が工事代金の支払いに際し「支払通知書」・「振込通知書」を発行している場合は、当該通知書(工事名・請負金額を記載したものに限る。)により確認する。
なお、Web上で通知している場合は、当該Web画面をプリントアウトしたのも可とする。
(注)発行していない市町村がある。
- ② 市町村が工事完成検査後に「完成検査通知書」等が発行している場合は、当該通知書(工事名・請負金額・工期を記載したものに限る。)により確認する。
(注)発行していない市町村がある。
- ③ (従前どおり)審査申請者の預金通帳又は金融機関発行の振込通知書(入金額及び対象工事が確認できるものに限る。)により確認する。

- ・ 確認のため、上記書面の写しの提出を要する。
ただし、内容が不明瞭の場合は、原本の提示を求めることとする。
- ・ 写しの提出にあたっては、当該書面に記載のうち、確認に必要な内容(例えば、工事成績や対象外の入出金)についてはマスキング可能とする。
- ・ この取扱いは、平成26年10月1日から適用する。

問い合わせ先 住宅まちづくり部 建築振興課 建設業許可グループ TEL 06-6941-0351 (内線 3086)
